

# 青森法政論叢

## CONTENTS

### Articles

Still Alive and Well:

Process Jurisprudence after the Legal Process ..... SHIINA Tomohiko 1

### Case Comments

Compensation for "Voluntary" Evacuees ..... FUKUTA Kentaro 20

The Illegality of Using Dating Services for the Purpose of Promoting Investment Condominiums Sales ..... KURIBARA Yukiko 29

### Book Review

The Resolution of Issues in High Conflict Custody Cases: From a Lawyer's Perspective, by WATANABE Yoshihiro ..... HANAOI Kouko 38

## 第18号 2017年

### 目 次

#### 論 文

現代アメリカ法におけるプロセス的視座の諸相 ..... 椎名 智彦 1

#### 判例研究

区域外避難者（いわゆる自主避難者）の損害賠償請求 ..... 福田健太郎 20

データ商法による投資用マンション販売の違法性と有効性 ..... 栗原由紀子 29

#### 書 評

渡辺義弘著『高葛藤紛争における子の監護権—弁護士実務の視角から法的課題を問う—』について ..... 花生 耕子 38

## 青森法学会規約

**第1条** (名称) 本会は「青森法学会 (Aomori Law Institute)」と称する。

**第2条** (目的) 本会は法学・政治学およびその関連分野の研究・普及を図ることをもって目的とする。

**第3条** (事業) 本会は次の事業を行う。

1 研究会・講演会の開催

2 研究誌の発行

3 その他、総会で適当と認めた事業

**第4条** (事務局) 本会の事務局は弘前大学人文学部研究室内に置く。

**第5条** (会員) ①以下のいずれかに該当する者は、本会会員となることができる。

1 青森県内の大学、短期大学、高等専門学校に在籍する法学・政治学およびその関連分野の研究者

2 青森県内の法曹、その他法律・行政に関わる実務家

3 青森県内の大学・大学院に在籍する学生およびその卒業生で、本会会員の推薦を受けた者

4 その他本会の趣旨に賛同する者（法人を含む）で、本会会員の推薦を受けた者

②会員になろうとする者は、理事会に入会を申し込み、その承認を得るものとする。

③会員は総会で定める年会費を納入しなければならない。

**第6条** (役員) ①本会に次の役員を置く。

1 会長 1名

2 理事 若干名

3 監事 1名

②前項第2号ないし第3号の役員は総会で選出する。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

③第1項第1号ないし第2号の役員をもって理事会を組織する。

④第1項第1号の役員は理事会において互選により決定する。

**第7条** (総会) ①会長（会長に事故がある場合はその代理、以下同じ）は毎年1回総会を招集しなければならない。また、会長が必要と認めるときは、何時でも総会を招集することができる。

②総会は会員の3分の1の出席をもって成立する。

③総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。総会に出席しない会員は、書面により他の会員に議決権の行使を委任することができる。

**第8条** (改正) 本規約を改正するには、総会における出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附則 1. 本規約は1999年1月24日から効力を有する。

## 青森法学会学術雑誌規程

1. 青森法学会は、法学・政治学およびその関連分野の研究の発展を目的として、『青森法政論叢』（以下本誌という）を刊行する。

2. 本誌の編集は、青森法学会におかれる編集委員会が行う。

3. 本誌に投稿する資格を有する者は、次の通りとする。

①青森法学会の会員

②編集委員会が特に認めた者

4. 使用言語は原則として日本語または英語とする。

5. 本稿に掲載する原稿の種類と長さ（400字詰め原稿用紙換算）は、原則として、以下の通りとする。英語の場合もこれに準ずる。

論文 70枚以内 研究ノート 40枚以内 判例研究 30枚以内

報告 30枚以内 書評 20枚以内

6. 投稿原稿の採否に関しては、編集委員会の委嘱する審査委員の審査を経て、編集委員会で決定する。

7. 原稿の掲載が決定した者に対し、雑誌発行に要する費用の一部について、応分の負担を求めることがある。

### 執筆者紹介

椎名 智彦（青森中央学院大学 英米法）

福田健太郎（近畿大学 民法）

栗原由紀子（尚絅学院大学 民法）

花生 耕子（いづみ法律事務所）

青森法政論叢編集委員会

大竹昭裕（委員長） 小俣勝治

児山正史 西東克介

2017年8月31日発行	¥1200+税
編集兼 発行者	青森法学会
〒036-8560	弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部内

印刷所 ぶりんでいあ第二

青森法学会役員 会長 堀内健志（弘前大学名誉教授） 理事 大竹昭裕（青森県立保健大学）  
理事 大野拓哉（弘前学院大学） 理事 尾崎正利（労働問題研究所）  
理事 小俣勝治（青森中央学院大学） 理事 宮崎秀一（弘前大学）  
監事 村松恵二（弘前大学名誉教授）